

## &lt;前回・近代世界と正教分離&gt;

## (1) 民主主義と自由主義

## 0. 広義の民主主義

国家や集団の権力者（主権者）が構成員全員であり、集団の意思決定は構成員間の合意形成に基づいて行う体制・政体。寡頭制、君主制、貴族制、独裁、専制、権威主義などに対立するものとして多義的に理解される。

1. Chantal Mouffe, *The Return of the Political*, Verso, 1993.

to draw this distinction between democracy and liberalism, between political liberalism and economic liberalism (10)

2. 佐藤光『リベラリズムの再構築 「自由の積極的な保守」のために』工房早山、2008年。

## (2) キリスト教と民主主義

## 3. 「契約共同体、徹底的平等主義、反帝国」と民主主義との親近性

キリスト教と政治的共同体との関係の多様性。

## 4. 大木英夫「デモクラシーとキリスト教」(『歴史神学と社会倫理』ヨルダン社)

## (3) ピューリタンの教会政治と民主主義——リンゼイ・テーゼ

・宗教改革の万人祭司の理念の歴史的な具体化として。

・神の意志の発見の手続きとして。

・直接民主主義とキリスト教とは合致できるか。聖職者（媒介者）の存在意味。

## 5. リンゼイ (Alexander Dunlop Lindsay, 1879 ~ 1952) ・テーゼ：

「ピューリタニズム → イギリス・デモクラシー」

## 6. ルターの万人祭司論→平等な人権→同意に基づく政治＝民主主義→普通選挙権

「神の前」において ←→ 現実（政治と経済）

## 7. パトニー討論とその意義

・「パトニー討論」（1664年10月28日から30日）と法哲学者リンゼイの解釈

・ピューリタン革命：絶対王政と共和制という政治システムをめぐる戦争であると共に、イギリス国教会制度とピューリタニズム（これには、多様な宗教的主張が含まれるが、国教会制度を越えて宗教改革をさらに推進するという点では一致していた）という、宗教的な意味根拠をめぐる闘争でもあった。

軍幹部（クロムウェル、アイアトン）とレヴェラーズ（レインバラ）との間の成人男子普通選挙権などをめぐる討論。

## 9. 争点＝宗教的な根本理念のレベルにおける選択：

絶対王政と国教会制度を支える階層的秩序（身分制社会）か、宗教改革の万人祭司（神の前の平等主義）か。

10. 同意の原理：レインバラ大佐（レヴェラーズの代表）

## 11. 民主主義：主権者としての国民の同意が必要。国民の普通選挙権の要求。

政府や権威者が国民に対する約束（契約）を破った場合には、国民の側に抵抗する権利を認める。「自然法に基づく自己保存と抵抗権」→人間に生得的な人権という観念。

信仰者という点で、聖職者も平信徒も平等である、という万人祭司の精神。

12. 討論の原理：同意は討論の結果到達されるものであって、決して討論の前提ではない（クロムウェル）。関係者全員の同意から出発することではなく、むしろ、意見の「不

致と批判を容認し、かつ要求」すること、「各人の相違を認めた上での平等」。反対政党の存在を許さない政治は、もはや民主主義とは言えない。

13. 討論の原理は、「キリスト教の集会の経験」(リンゼイ、1964、32)に基づいている。  
キリスト教の集会：「神の意志」を発見すること。それは、異なる意見を持った者たちの討論による。各自が所有する神の意志についての異なる諸部分の知識を討論の中で語り合い、共有し合うときにはじめて、神の意志は十分な仕方、発見される。

#### 14. 集いの意識

・民主主義の弱点(?)：

15. 「集いの意識」は、ピューリタンの集会という「宗教的民主主義の基盤」の中で体験されていたものであった。

「このことは科学的な理論でもなければ、常識からくる教えでもありません。じつに、宗教的かつ道徳的な原理なのであります。これは、すべての信仰者は精神的〔霊的〕には祭司であるということ、神学的でない言葉にいい換えたにすぎません。」(リンゼイ、1964、19)

#### (4) アメリカにおける政教分離

16. イギリス(国教会制度)の植民状態(公定性)から独立(非公定性)と、イギリス国教会制度からの独立。

宗教的非寛容・迫害(教会員という公民資格)から寛容・政教分離へ。

ヴァージニア信教自由法(ジェファソン起草、1786年)。

17. イギリスとアメリカ。連続性と時差(あるいは屈折)

旧宗主国と植民地、たとえば寛容を求めてきた人々の不寛容。

## 9. 国民国家と立憲主義

### (1) 近代と国家論

#### 1. 近代：絶対王制から国民国家へ

ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換』細谷貞雄・山田正行訳、未来社。

高橋 徹『意味の歴史社会学——ルーマンの近代ゼマンティック論』世界思想社、2002年。

大澤真幸『ナショナリズムの由来』講談社、2007年。

市川裕他編『ユダヤ人と国民国家——「政教分離」を再考する』岩波書店、2008年。

ジョルジョ・アガンベン『ホモ・サケル』高桑和己訳、以文社、2003年。

『例外状態』上村忠男・中村勝己訳、未来社、2007年。

「ネーションやナショナリズムは、十八世紀末から十九世紀にかけて、広義のヨーロッパ——「新世界」の植民地を含むヨーロッパに——成立した。とはいえ、同質的な文化の範囲と領土主権国家がほぼ合致するという現象は、西ヨーロッパでは、これに先立つ絶対王政期に、すでにある程度認めることができる」、「そこで、われわれは、ナショナリズムの成立を、二つの段階に分けて捉えることにした。絶対王政期(十七—十八世紀のヨーロッパ)に、ナショナリズムの前駆的な実現を見ることができ、ついで、十八世紀末から十九世紀にかけて、その本来的な実現を認めることができる。」(大澤、2007、396)

### (2) 国家と民族

## 2. 民族と国民(市民)——概念の混乱とその整理——

塩川伸明『民族とネイション——ナショナリズムのいう難問』岩波新書、2008年。

「エスニシティ」「とりあえず国家・政治との関わりを括弧に入れて、血縁ないし先祖・言語・宗教・生活習慣・文化などに関して、「われわれは〇〇を共有する仲間だ」という意識が広まっている集団をさす」「そうした主観がかなりの範囲の人々に広がるなら」(3-4)

「エスニシティを基盤にし、その「われわれ」が一つの国ないしをそれに準じる政治的単位をもつべきだという意識が広まったとき、その集団のことを「民族」と呼ぶことにする」(6)

「「国民」とはある国家の正統な構成員の総体と定義される。近代社会における国民主義論と民主主義観念の広まりを前提すれば、国民とはその国の政治の基礎的な担い手ということになる」(7)

「ネイションにエスニックな意味合いが色濃く含まれている場合には「民族」、ネイションがエスニシティと切り離して捉えられる場合に「国民」とする」(9)

「区切りの難しさ——恣意性と固定性」

「英語のネイション／ナショナルリティやフランス語のナシオン／ナシオナリテは、エスニックなニュアンスがあまりなく、「民族」より「国民」の方に近い」(14)

「ドイツおよびロシアでは、ナツィオン／ナツィオナリテート(独)、ナーツィヤ／ナツィオナーリノスチ(露)の語にエスニックな意味が色濃く付着している」(15)

「概念上の問題」

「ナショナリズム」

「ある民族の分布範囲と国家の領域との関係」「両者の大小関係を基準」として「四つの類型」

「パトリオティズムとナショナリズム」

「「民族」の捉え方をめぐる対抗図式」

歴史解釈に関する「原初主義」と「近代主義」、運動の原動力の解釈としての「表出主義」と「道具主義」、哲学的な認識論の次元での「実在論(本質主義)」と「構築主義」(29)

「「国民国家」の前提条件」「長期的な社会変化と短期的な政治変動の影響」(39)

「「ヨーロッパ」といっても、個別の状況の差異はかなり大きい」(42)

「フランス」「「国民」統一の基礎としては、エスニックな一体性ではなく「共和主義」という理念が何よりも重視された」(43)

「イギリス」「複合的ネイション構造の漸進的形成」「「最先進国」であることに伴う特殊性」(47)

## 3. 虚構と現実の二分法を超えて

1) 芦名定道 『宗教学のエッセンス——宗教・呪術・科学』北樹出版、1993年。

「神話と民族」(57-65頁)

「「科学＝真理、神話＝虚構」という近代の合理主義的二分法」(57)

「血縁、地縁の関係は民族意識を生じるには十分ではない」、「命野の近代国家の形成期における「大和民族」という理念の創出」、「存在のルーツ——現にこのようなもの

として存在する民族としての自己がそこから生じてきた起源（究極的現実・根源的事実)、「ルーツを共有する共同体としての民族意識そのルーツについての神話によって表現され。神話を通して自覚されるにいたる。ここから、「民族の成立＝神話の成立」という等式が導き出される」(59)

2)小坂井敏晶『民族という虚構』東京大学出版会、2002年。

「民族の本質論的見方を批判」(3)

「人種とは客観的な根拠を持つ自然集団ではなく、人工的に区分された統計的範疇にすぎない」(4)

「分類という行為は、対象の客観的性質のみに依拠して行われるのではない。分類する人間の主観的決定がなければ分類は根本的に不可能なのだ。言い換えるならば、人間の認知様式から自由な観点に立つと、すべての対象の類似度は同じになる」(6)

「みにくいアヒルの子の定理」「2つの客体をどのようにとってきても、それらが共通に持っている述語の数は同じである」(渡辺慧『知ること 認知学序説』東京大学出版会、1986年、63頁)

池田清彦『分類という思想』新潮選書、1992年。

「差異化の運動が同一性を後から構成する」(11)

「同じ集団に属するという感覚を特に持っていなくても、一括して威嚇されるような事態に遭遇するとき、外敵に対する対立項として「我々集団」は構成され、我々が一つの集団に属しているとの認知が生じる」(13)

「ユダヤ人移民によって建設されたイスラエルという国」、「言語・宗教・習慣・身体的特質などに関して多様な背景を持つ人々が集まって成り立っているにもかかわらず単一民族として表象されている」(14)

「境界が曖昧になればなるほど、境界を保つために差異化のベクトルがより強く働く。人種差別は差異性の問題ではない。その反対に同質性の問題である。差異という与件を原因とするのではなく、同質を差異化する運動のことなのである」(22)

### (3) 国家は克服可能か？

#### 4. リベラリズムの国家批判

絶対王制批判から市民革命へ、市民革命からさらに先へ

cf. 宗教改革は継続する

アナキズムの妥当性：社会主義的アナキズムからアナコル・キャピタリズムまで

Anarchie, Anarchismus

HWPh.Bamd 1, pp.267-294.

Obwohl der Begriff <Anarchismus> (=As.) bisher schon gelegentlich gebraucht war, hat er weitere Verbreitung erst in der ersten Hälfte des 19.Jh. gefunden. (274)

George Woodcock (ed.), *The Anarchist Reader*, Fontana Press, 1977.

#### 5. アナキズムの挑戦

Robert Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books, 1974.

森村進編『リバタリアニズム読本』勁草書房、2005年。

「最小国家 (minimal state)」、「無政府主義(アナーキズム)と無政府資本主義 (アナコル・キャピタリズム)」

井上達夫『他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム』創文社、1999年。

## 6. アーレントと連邦主義

千葉真『アーレントと現代——自由の政治とその展望』岩波書店、1996年。

「アーレントと現代——主権国家システムと連邦制」(187-208 頁)

「近代主権国家パラダイムの揺らぎと不確実性」「主権国家パラダイムは、過去三世紀にあたって政治社会の結束と統合をもたらすべく、統治方式として作用してきた」(187)

「その新時代にあつて「政治的なるもの」の第一義的カテゴリーを構成していくのは、従来のように「主権国家」ではなく、むしろ世界の一般の「民衆」ないし「市民」の暮らしや生活、共通の利益、願望や発意であるといえよう」(188)

「彼女のシティズンシップの理論は、形式的ないし法的シティズンシップに定位された自由主義的権利論のカテゴリーにではなく、基本的に市民の実体的政治参加のカテゴリーに属している」、「アリストテレスにまで遡ってみられる市民による連帯や政治体の構成を内実としている」

### (4) 立憲主義とキリスト教史

## 7. 近代民主主義の諸条件と立憲主義

1) 民主主義の語源的意味：デモクラチア＝デモス（民衆）のクラチア（支配）

王権の存在（権力と権威の相補的体制）という現実において権力に対抗する民主主義  
「民衆」とはだれか。市民階級から国民全体へ

↓

・ 王権権力の抑制と基本的人権

↓

・ 権力の分散・分権と法の支配

↓

・ 三権分立と立憲主義

2) 立憲主義 (Constitutionalism)

佐藤幸治：「現代の「憲法」（「立憲主義」）の典型的な姿」、イギリスのような例外

第一に、特に「憲法」（時には「基本法」）と称して他の法形式（とりわけ議会の制定する通常の「法律」）と区別して制定される成文法があること。

第二に、その成文法が、政府（統治権力）の正統性（レジティマシー）の唯一の法的根拠であること。

第三に、その成文法は、個人の自律的存在性を尊重する趣旨に立つ基本的人権を保障し、権力の濫用を防止するための統治構造（権力分立ないし抑制・均衡）を求めていること。

第四に、その成文法は法律を含む他の法形式に対し強い形式的効力をもって優位し（憲法の優位）、その優位性を確保するため独立した機関（司法裁判所や憲法裁判所）が違憲審査権をもつこと。（佐藤幸治『立憲主義について——成立過程と現代』左右社、2015年、15頁）

3) 立憲主義の前史と成立過程

・古代ギリシャ：「人間が自らを一人の理性的かつ自由なる個人として自覚し、権力の神話的正統性に挑戦して、権力の合理化とそれによる権力の制限に取り組み・・・」

・古代ローマ：「人民、しかも人民全体が、法的権威の終局的源泉であるという、より古い、より深い原則」

・イギリス：「近代立憲主義の母国」「マグナ・カルタ」(1215)「コモン・ロー」、「中世立憲主義の「根本的欠陥・弱点」は、国王が司法（臣民の諸権利の確定領域）に恣意的に踏み込んできたとき、それを抑止する（革命や実力行使によらず）手立て・制裁方法がないということであった」(50)

「ホブズとロックの寄与」

「イギリスでは、その歴史を通じて、王権の行使が法（コモン・ローや制定法）によって制限され（「制限王制」）、さらに議会によって制度的に二重に制限される（「混合王政」という権力制限的政治思想（「制限・王政観」）が一七世紀中葉までに確立された）」「ピューリタン革命」「自由・平等な人間の同意＝契約から国家や政府の成立を説く論理、また、その論理から必然的結果として生じる法の支配の要請と権力抑制的志向」(60)

「立法権は「最高の権力」ではあるが、それは生命・自由・財産に対する絶対的・専断的な権力では断じてありえない」「抵抗権」と「革命権」、「国家・実定法に先行する自然権の考え方や立法権をも制約する法（高次法）の存在」

↓

・アメリカとフランスの意義

1789年フランス革命が起こり、その後成立した1791年憲法は、国民主権の原理を宣明するとともに、国王を国家第一の公務員にすぎないと定めた。

1776年、人民主権論をとるバージニア憲法が成立、アメリカ合衆国では、「法の支配」を根幹に据えたアメリカ合衆国憲法が1788年に成立。

・佐藤幸治『世界史の中の日本国憲法——立憲主義の史的展開を踏まえて』

左右社、2015年。

アメリカ憲法。「国民が憲法制定権力者として生み出した憲法も優位性を制度的に担保する司法審査制（違憲立法審査制）」(39)、フランスにおける憲法制定権力の先鋭化。「絶対君主から絶対国民への転換」(42)

・ハンナ・アレント『革命について』ちくま学芸文庫。

## 8. 基本的人権（信教の自由）・三権分立

1) 権力分立制の典型としての三権分立：

・国家権力→行政権（内閣）、立法権（国会）、司法権（裁判所）。近代国家に共通の憲法上の基本原理、1789年のフランス人権宣言第16条。モンテスキュー『法の精神』。

・王権に所属していた権力から立法権が議会へ、司法権が裁判所に移譲された。その残りが行政権。議会の二院制も権力分立に係わる。

## 9. イギリス宗教改革

1) 17世紀の社会的精神的状況

・ヘンリ8世の宗教改革以降：イギリス国教会、カトリック、ピューリタン

1534（首長令） / 1547-53（エドワード6世） / 1553-58（メアリー女王）

/ 1558-1603（エリザベス1世）

- ・ピューリタン革命(1642-49)、王政復古(1660)、名誉革命(1688)
  - ・封建制、新興ブルジョワジーと市場経済
  - ・科学革命
- 2) 混乱の世紀 17世紀 → 近代へ
- ・ヘンリ8世の宗教改革以降：イギリス国教会、カトリック、ピューリタン
  - ・ピューリタン革命、王政復古、名誉革命
  - ・封建制、新興ブルジョワジーと市場経済、伝統的な価値観・倫理観の混乱  
(どん欲で金権主義的なブルジョワジー)
- 3) イギリスの宗教改革の特徴とピューリタン
- ・上からの宗教改革、中道あるいは中途半端
  - ・ピューリタン諸派：長老派、独立派、第五王国派  
独立派・分離派(長老派に対して信仰の自由を要求)  
平等派(成年男子の普通選挙権の要求)
- 4) ヘンリ8世(イングランド教会の地上における唯一の最高の首長) → エドワード6世(共通祈禱書) → メアリの反動改革(53～58)  
→ エリザベス：国教会の確立(教義面・プロテスタント的+教会制度・カトリック的)  
= middle way or halfway? Via Media
- ・ピューリタン(pure church)とりしまり法→チャームズ(25～49)：独裁制\*ロード体制  
→ピューリタン革命(1642～49)：議会の分裂(王党派と議会派・トルミーの反主教同盟). 独立派の権力掌握→ジェームズ1世の処刑(49)→クロムウェル(~58)・共和制(49～60)→チャールズ2世(1660/5～)と王政復古：  
クラレンドン法典(1661/自治体法、62/礼拝統一法、63/秘密集會法、64/5マイル法)、  
審査法(1673)  
→名誉革命(1688)→89/宗教寛容法
- 5) 広教主義：イギリス国教会の自由主義者・合理主義者・寛容論者(中道路線)  
同様の思想は、ピューリタンにおいても、一定の範囲で共有されている。
- 6) 宗教的寛容と政教分離へ。近代の議会民主主義とピューリタン：リンゼイ

## 9. 教皇権至上主義と公会議主義

・国教化は教会と国家とを、権威と権力として統合することになった。これ単純な機能分化に止まらず、権威としての教会の権力志向と権力としての国家の権威志向を引き起こす。

↓

「権威／権力」としての教会

・教会自体の独裁化と分権化という二つの傾向が生じ、それが「権力／権威」としての国家権力の独裁化と分権化の傾向と交差する。

↓

・西方教会：教皇権至上主義と公会議主義

鈴木宣明『ローマ教皇史』教育社。

1) 公会議主義(Conciliarism)。公会議にこそが教会内の至上決定権があるとする立場。

13世紀の絶頂期(インノケンティウス三世)にあった教皇権に対する抑止力としての公会議の役割。

公会議の権威が教皇権を超えるとの見解（オッカムのウィリアム、パドヴァのマルシリウス）。

2) 教皇権至上主義（ウルトラモンタニズム／ultramontanism。「山の向こう」主義）。

17、18 世紀のカトリック教会内（フランスやドイツ）における論争で、ローマ教皇の首位性を主張した立場。教皇が政治上も絶対的権威を有するという近代の主張にも適用。もこの語で表される。

対立概念は「ガリカニズム」（「ガリア主義＝フランス主義」→「国家教会主義」）

王権神授説（絶対君主の権威の源は神の意思）から、世俗の王より神の代理であるローマ教皇の権威が優先するという主張（バチカン・教皇庁が、地域権力者＝王や地域教会を従属させる）。ガリカニズムは、フランス大司教の権威は教皇ではなく直接神に由来する、地域教会の独立性の主張。

したがって、用語ウルトラモンタニズムは「教皇至上主義」と訳されることがあるものの、ローマ教会の権威における公会議と教皇との優位権を巡る公会議主義に対する「教皇主義」、プロテスタントの標榜する聖書の権威が教会に優先するとする「福音主義」に対する「教皇主義」の、どちらも意味しない。

3) 皇帝教皇主義（カエサロパピズム Caesaropapism）。

東ローマ帝国。帝権が教権に優越し、国家が教会を強く管理していたとする説。広義には、歴史上でキリスト教会に対して超越した権威を持った世俗の権力者の統治体制。

正教会は、国家と教会との対立を前提とする「皇帝教皇主義」は、西方教会の理解の産物である反論。